

土砂災害防止法に基づく

土砂災害警戒区域などの指定

現在、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害から住民を守るために、土砂災害警戒区域などの指定の作業を進めています。

■問い合わせ先
総務課 ☎(36)5050

◎平成22年度の市の指定箇所数

- ▽急傾斜地の崩壊Ⅱ229カ所（うち特別警戒区域Ⅱ216カ所）
 - ▽土石流Ⅱ46カ所（うち特別警戒区域Ⅱ45カ所）
 - ▽急傾斜地の崩壊Ⅱ6カ所（うち特別警戒区域Ⅱ5カ所）
 - ▽土石流Ⅱ5カ所（うち特別警戒区域Ⅱ5カ所）
- *平成18年8月に、陵厳寺・三郎丸地区で先行して、土砂災害警戒区域などが指定されています

◎土砂災害防止法の目的は、土砂災害から住民の生命を守ることです

「土砂災害防止法」とは、土砂災害から住民のみなさんの生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を事前

◎指定される区域は、「警戒区域」と「特別警戒区域」です

土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定します。また、イエローゾーン

壊し、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を、土砂災害特別警戒

区域（レッドゾーン）に指定します。

◎区域に指定される制限がかります

警戒区域や特別警戒区域に指定された区域では、宅地建物取引業者は、警戒区域内である旨について重要事項説明をすることが義務付けられます。特に特別警戒区域に指定された区域では、次のような制限がかります。

▽住宅分譲や災害時要援護者関連施設建築のための開発行為は許可制となります

▽住宅の建築などをする際には土

砂災害を防止・軽減する構造にする必要があらります。著しい損壊が生じるおそれのある建築物に対しては、移転勧告をする場合があります（勧告による移転者には住宅金融公庫の融資などの支援措置があります）

◎警戒避難体制の整備を進めていきます

警戒区域に指定された場合には、土砂災害から住民のみなさんの生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速にできるように、警戒避難体制の整備を進めていきます。

警戒区域指定に関する質問

問 過去に土砂災害のない土地でも指定になるのですか？
答 土砂災害は自然現象であり、今まで起こらなかったから将来も起こらないとは限りません。基礎調査の対象は、土砂災害が発生する恐れがある土地で、過去の災害の有無には関係ありません。

問 どのような調査をして区域を決めているのですか？
答 航空写真から三次元の地図を作成し、現地での地質などを確認した上で予想される衝撃力などを計算しています。

問 どのような基準で区域を指定するのですか？
答 過去に実際に発生したデータから基準を決めています。

問 なぜこのような法律が必要なのか？
答 危険な個所での市街地開発が進み方が早く、防災工事が追いつかないのが実情です。そのため危険な個所での開発を規制します。

問 指定される区域は、住民にどのように知らせるのですか？
答 事前の住民説明会や指定後にホームページなどでお知らせします。

大雨などの気象警報や注意報が市町村ごとに発表されます

気象庁では、5月27日から、気象警報や注意報を市町村ごとに発表しています。

例えば、宗像市に災害発生のおそれがある時は、これまでは宗像市を含む「福岡県」や「福岡地方」に対して警報、注意報を発表していましたが、今後は「宗像市」として発表。発表単位をより細かく市町村単位にすることで、より有効に防災活動などに利用できます。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒が必要な災害を、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」のように警報名と併せてお知らせします。

もし、宗像市に大雨警報・注意報が発表されたときの行動の目安は次のとおりです。

- 大雨注意報
 - ▽非常用持ち出し品の点検、避難場所や経路を再確認する
 - ▽危険な場所（がけ、川、側溝など）に近づかない

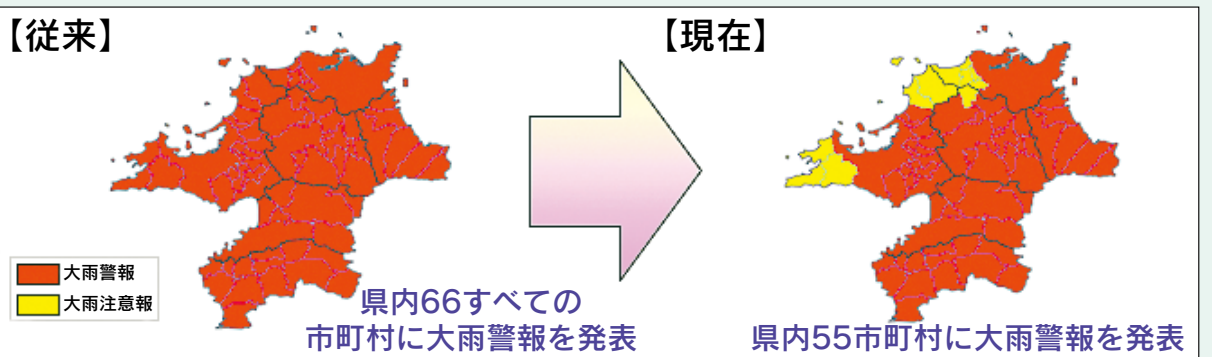
- 大雨警報
 - ▽危険を感じたら早めに避難し、身の安全を図る。避難が困難な場合は、より安全な場所（2階など）へ移動する
 - ▽市が発令する避難勧告などに注意する

なお、大雨や洪水などの警報や注意報は、NTTの177やテレビ、ラジオなどでも周知されますが、読み上げ可能な文章量や画面の文字数の制限などで、従来どおり「県や地方単位」で周知される場合があります。

*市町村ごとの気象警報や注意報の詳しい内容は、気象庁ホームページ＝<http://www.jma.go.jp/>か、国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト＝<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>に掲載

■問い合わせ先
福岡管区気象台技術部予報課防災係
☎092(725)3604

大雨警報の例



土砂災害が発生する場合は未然に分らないことと、繰り返し発生する場合もあります。そのため調査で、発生するおそれがある区域を指定して危険な個所を住民のみなさんへお知らせします。